

福岡市公報

令和 6 年12月26日 第7110号(別冊 6)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市火災予防規則の一部改正 (第138号).....	1
消 防 局	
○福岡市消防職員証規程の一部改正 (訓令甲第 9 号)	2
○印影印刷用公印の印影について (告示第 1 号)	2

規 則

福岡市火災予防規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年12月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第138号

福岡市火災予防規則の一部を改正する規則

福岡市火災予防規則(昭和50年福岡市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、立入検査証」を「、福岡市消防職員証」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 福岡市消防職員証の有効期間は、発行の日から10年以内で消防局長が定める期間とする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 消防団員立入検査証の有効期間は、発行の日から 5 年以内で消防局長が定める期間とする。

別記様式第 1 号を次のように改める。



備考

- 1 地色は、白色及び青色とし、その配色は消防局長が更新のつど定める。
- 2 文字は、黒色とする。
- 3 中央に、消防職員の氏名を記載する。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

消 防 局

福岡市消防局訓令甲第 9 号

福岡市消防職員証規程（昭和40年福岡市消防局訓令甲第 9 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年12月26日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 職員の身分を明らかにするため発行する職員証の様式は、福岡市火災予防規則（昭和50年福岡市規則第43号。以下「規則」という。）別記様式第 1 号によるものとする。

第 7 条ただし書を次のように改める。

ただし、職員が、消防局に再任用されたときは、この限りでない。

第 8 条中「発行の日から 7 年以内で消防局長が定める期間」を「規則第 2 条第 2 項の規定によるもの」に改める。

別記様式を削る。

福岡市消防局告示第 1 号

福岡市消防局公印規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、公印の印影を印刷した文書（以下

「印影印刷物」という。)を使用するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年12月26日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

令和 7 年 1 月 1 日以降次のとおり印影印刷物を使用する。

印影印刷物の名称	規程別表第 1 に 規定するひな形	大 き さ (ミリメートル)	用 途
福岡市消防職員証	1	10	福岡市消防職員証用

